

登録ALC基幹技能者講習 受講要件

登録ALC基幹技能者講習を受講することができるのは、次の要件の全てを満たすALCパネル施工に携わる技能者です。

① 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく「エーエルシーパネル施工技能士」の資格を有すること。

※合格証書または技能士カード、技能士手帳の写しが必要です。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「タイル・れんが・ブロック工事」であるALCパネル工事に関して、10年以上の実務経験を有すること。

※10年以上の実務の経験を証明する書類で、建設業の種類及びその内容について事業主（事業主が証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者）が証明したもの（申請者が事業主である場合は、記載事実に相違がない旨の誓約を求めること）が必要です。

③ ②の実務経験のうち3年以上の職長経験を有すること。

※1). 3年以上の職長の経験を証明する書類で、その内容について事業主（事業主が証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者）が証明したもの（申請者が事業主である場合は、記載事実に相違がない旨の誓約を求めること）が必要です。

※2). 上記※1).に加え、職長の経験を証明するものとして、次のa、bいずれかの書類が必要です。

a. 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第60条に規定する教育を受けたことを証する書類
＝「職長・安全衛生責任者教育」の修了証の写し

b. 職長の経験について、所属する勤務先事業主以外の元請の建設業者等が証明したもの

以上